

# 安全性

水道水質に関する基準 (平成4年 衛水第264号)	基準内
いわゆる『飲用適の水』 (水道法 昭和32年法律第177号)	基準内
変異原性試験	異常なし
単回投与毒性試験	異常なし
眼刺激性試験	異常なし
5日間皮膚累積刺激試験	異常なし
90日間反復飲水投与毒性試験	異常なし
食品添加物指定	平成14年6月10日 (官報 第3378号)

厚生省令 第21号 医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令に準拠。  
(財)日本食品分析センターほか